

各県立学校長様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長『感染警戒期「特別警戒期間（愛媛県 B A. 5 医療危機宣言）」』に
おける感染防止対策の強化について

本県では、8 月 9 日に「B A. 5 対策強化宣言」を発出し、県民に対し強い呼びかけを続けてまいりましたが、その後も、かつてない規模の感染拡大が続き、未だ感染の勢いは収まっておりません。また、コロナに関わる医療提供体制はひっ迫し、救急医療を始め医療全般への負荷も急増、県内の医療は危機的状況にあります。

このため、県では、8 月末までとしていた強化宣言の期間を 9 月 16 日まで延長するとともに、県独自の警戒レベルを「特別警戒期間」の最終段階（愛媛県 B A. 5 医療危機宣言）まで引き上げ、特に夏休み明けの人の動きによる感染拡大を抑制し、県内医療の危機的状況を改善するための対策に、集中的に取り組むこととなりました。

これから、各校とも夏季休業期間が終了し、授業等が開始されることとなりますが、学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障するため、必要とされる感染回避対策を改めて徹底するとともに、不急のものは実施を延期するなど、各々の事情に応じた対応を各校で十分検討の上、工夫をしながら適切に実施いただくようお願いします。

記

I 学校での感染防止対策**1 教育活動の制限について**

- マスク着用をしない状況での身体接触を伴う活動等（体育や、合唱・管楽器演奏・調理実習等の授業など）は極力控えること。
- 児童生徒が多く集合する形態での校内行事は、適宜、延期や実施方法の変更等を検討するとともに、実施する場合は注意して実施すること。
- 運動会は、感染回避に重点をおいて各校で工夫し、きめ細かな措置を講じながら実施すること。

【参考事例】**(1) 運動会の実施について**

- 感染回避の観点からの種目等の簡素化、内容の変更などの見直しを行う。
 - ア 開閉会式は、校内放送による教室での実施や、運動場中央での整列は行わず児童生徒席での実施とする。

イ 種目の入退場は、入場門に整列せず、児童生徒席から直接入場及び退場をする。

ウ 団体種目や応援合戦は実施しない。実施する場合は、感染防止対策の徹底を図る。

□ 3密回避のため、待機場所の人数を制限する。

ア 児童生徒のテント数を増やし、1テントの収容人数を15人までに制限する。

□ 観客等入場者を制限する。

ア 事前に名簿を提出させ、来場者を限定する。

イ 児童生徒1名につき保護者2名までとし、当日の体調不良者は参加させない。

□ 分散開催や半日開催とする。

ア 分散開催：学年ごとに時間をずらして開催する。

イ 半日開催：種目数の厳選をし、昼食なしの開催に留める。

(2) 運動会の練習及び準備等について

□ 運動会の練習や準備等においても感染防止対策を徹底する。

ア こまめな換気や手洗い、手指消毒を徹底し、長時間の活動は避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による活動とする。

イ 多数の児童生徒等が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。

ウ 準備の簡素化による時間の短縮を行う。

エ 学校外での準備は行わない。

※あくまでも参考例として提示したものであり、一律の対応を求めるものではありません。

2 部活動について

○ 熱中症対策を優先したマスクの着脱を行うが、マスクを外した状態では、可能な限り距離を確保するとともに、会話は控えること。

○ 県内外とも他校との練習試合や合同練習は、上位大会への参加が決定している場合や、1か月以内に公式戦への参加を予定している場合に限定すること。

○ 公式大会等については、主催者が定めるルールや制限を厳守するとともに、競技や演技・演奏時以外の場においても感染対策を徹底すること。特に、移動時には、公共交通機関の利用を避けるほか、車内でのマスクを外した会話を控えること。また、会食等の交流を避けるとともに、飲食時の感染予防を徹底すること。

○ 部室・更衣室等の利用については、換気、短時間・交替での利用、マスクを外した状態で会話をしない等の留意事項を徹底すること。

○ 用具等については、使用の前後に消毒をするとともに、児童・生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

○ 活動時間については、平日2時間程度、土日祝日等の学校休業日3時間程度を上限とすること。

○ 練習試合等を含め活動時には、事前に必ず参加者全員の体調を確認し、少しでも異常が認められる場合は参加を認めない、試合等自体を延期するなど、校長や指導者の責任において、適切な判断と対応を講じること。

- 県立学校の部活動停止の統一基準等（※）の準用
※ 陽性者が、発症日等前2日間の内に感染リスクの高い状態で参加していた場合、最終参加日の翌日から活動停止する。（3日間程度）
その後さらに、部活動関係者に陽性者や体調不良者が確認された場合、状況に合わせて適宜、活動停止期間を延長する。

3 校外との交流について

学校活動全般における校外との交流は、

- 県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案し、厳選して実施すること。
- ※ なお、実施する際には、訪問先の知事が要請する内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従うほか、感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底すること。
- 学校活動は、より感染防止にシフトした実施方法を工夫すること。
 - ・ 時期変更や時間短縮など、可能な限りの感染回避対策を講じるよう更なる見直しを図る。

4 校外指導について

- 3密環境となる場所や、多くの人と接触したり大きな声を出したりする等の感染リスクの高い場所、多数の人が集まる繁華街、不特定多数の人で混雑するような場所への出入りは控えるよう強く指導すること。
- イベントや不特定多数の人で混雑するような場所については、全ての学校において生徒指導主事を中心に、期間中見守り活動を強化すること。

5 寮や寄宿舎について

- 寮や寄宿舎での感染拡大が複数事例発生しており、換気や消毒、密の回避、共用スペースでのマスクの着用、咳エチケットの徹底、近距離での大声での会話を避けるなど感染症対策を徹底すること。

Ⅱ 学校・家庭生活を通した感染予防対策

友人との交流や地域でのスポーツ活動・習い事等の学校以外の活動でも感染拡大が多く見られており、以下について、再度、児童生徒を指導いただくとともに、保護者の皆様にも危機感を共有いただき、「感染回避」に強く軸足を置いて、対策を再徹底いただくよう協力要請をお願いします。

【日常生活】

- こまめな手洗いや正しいマスクの着用、換気等の基本的な感染症対策の徹底。
- 毎日必ず検温を行うなど、体調管理の徹底。
- 軽度の発熱、倦怠感など少しでも体調が悪ければ登校を控えるほか、習い事やスポーツ活動等への参加をとりやめ、早期に医療機関を受診。
- 換気不良、混雑など、感染リスクの高い場所への出入りは控える。

【イベント・レクリエーション・会食など】

- マスク着脱は熱中症対策を優先するが、マスクを外す際は会話を控える。
- 参加前には必ず検温を行う、発熱、倦怠感など少しでも体調に異常があれば参加しない。
- 飲食の際、会話は控える。特に歩きながらの飲食は、飛沫を拡散する可能性が高いため控える。
- 大人数での参加、長時間の滞在はしない。

【担当】

(保健管理・運動部活動に関すること)

保健体育課 教育指導グループ 泉・渡部

T E L 089-912-2981

(高等学校・中等教育学校に関すること)

高校教育課 教育指導グループ 川井

T E L 089-912-2953

(特別支援学校に関すること)

特別支援教育課 教育指導グループ 原

T E L 089-912-2965